

政令番号81 キノリン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成26年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県						3.7E+3	3,700.0	3,700.0
8	茨城県	2.4E+0			2.4		3.4E+2	340.0	342.4
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					3.7E+1	1.8E+2	217.0	217.0
12	千葉県	1.3E+0			1.3				1.3
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県						4.5E+3	4,500.0	4,500.0
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府	1.6E+0			1.6		3.2E+3	3,180.0	3,181.6
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県	1.0E-1			0.1				0.1
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	6.0E-1			0.6		1.6E+3	1,600.0	1,600.6
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	1.9E+0			1.9				1.9
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	8.0E-1			0.8				0.8
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		8.7E+0			8.7	3.7E+1	1.4E+4	13,537.0	13,545.7

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。